

令和4年第7回 美里町農業委員会会議録

令和4年7月8日

令和4年第7回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎大会議室に招集する。

出席委員

1番 村田博治      2番 奥村 智      3番 濱田憲治      4番 三浦誠一  
5番 永田末廣      6番 今田政行      7番 吉坂美佐子      8番 長木一美  
9番 松田政明

欠席委員 0名

欠員 1名

事務局

書記 上野祐樹      津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局（上野祐樹君） こんにちは、只今から令和4年第7回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長（松田政明君） それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、6番今田委員7番吉坂委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分 番号1から番号5について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上野祐樹君） はい、それでは、議案第23号、番号1から番号5について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号2は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号3は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号4は、譲渡人は労力不足で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号5は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長（松田政明君） 以上で事務局より、番号1から番号5の補足の説明を終わります。それでは、議案第23号、番号1を議題とし内容の説明を2番奥村委員に求めます。

2番（奥村智君） はい、・・・・・・・・。

会長（松田政明君） 以上で議案第23号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。8番長木委員。

8番（長木一美君） はい、所有権移転贈与になりますが面積が4反近くの大きさがあります。4反も贈与されるのは親子や親戚関係などでしょうか。

事務局（津田武蔵君） はい、平成18年頃から口頭約束で使用貸借されており、■■■■さん

が長年管理されてきたそうです。今回、実態に合わせた所有権移転を行いたいということで贈与ということで申請があがっております。

会長（松田政明君）他にありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって、議案第23号、番号1は原案どおり決定しました。次に、番号2を議題とし内容の説明を2番奥村委員に求めます。

2番（奥村智君）はい・・・・・・・・・・。

会長（松田政明君）以上で議案第23号、番号2の内容説明を終わります。それでは番号2について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号2は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって、議案第23号、番号2は原案どおり決定しました。次に、番号3を議題とし内容の説明を6番今田委員に求めます。

6番（今田政行君）はい・・・・。

会長（松田政明君）以上で議案第23号、番号3の内容説明を終わります。それでは番号3について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号3は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって、議案第23号、番号3は原案どおり決定しました。次に、番号4を議題とし内容の説明を1番村田委員に求めます。

1番（村田博治君）はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

会長（松田政明君）以上で議案第23号、番号4の内容説明を終わります。それでは番号4について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号4は原案

どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって、議案第 23 号、番号 4 は原案どおり決定しました。次に、番号 5 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田政行君）はい、申請番号 5・・・・・・・・・・。

会長（松田政明君）以上で議案第 23 号、番号 5 の内容説明を終わります。それでは番号 5 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 23 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 5 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって、議案第 23 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 1 番村田委員に求めます。

1 番（村田博治君）はい・・・・・・・・・・。

会長（松田政明君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（津田武蔵君）はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 24 号番号 1 資料 1 をご覧ください。土地の選定理由についてですが、申請人は美里町萱野で美容室を営まれております。申請地は耕作放棄地の状態で、駐車場として最適地と考えられ申請地を選定されました。次に資料 2 をご覧ください。こちらが申請地の状況で、耕作放棄地の状態となっております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透及び排水路に流す計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが、既存施設の拡張で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長（松田政明君）以上で議案第 24 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第 24 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に、番号 2 を議題とし内容の説明を 1 番村田委員に求めます。

1 番（村田博治君）はい・・・・・・・・。

会長（松田政明君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上野祐樹君）はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 24 号番号 2 資料

1 をご覧ください。土地の選定理由についてですが、申請人は美里町で農業及び建設業を営まれており、申請人住所近くに資材置場が必要で申請地は最適地と考えられ申請地を選定されました。また、申請地隣接の美里町萱野 43 番を農地として購入し、その一部に農業用倉庫を建てる計画ですが、隣接地に進入する道が狭く農業用機械が搬入できないことから申請地を選定されました。次に資料 2 をご覧ください。こちらが申請地の状況です。次に資料 3 をご覧ください。

雨水につきましては、自然浸透及び水路に流す計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は 10ha 未満の拡がりの第 2 種農地ですが、代替地検討表を添付されており転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっております、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長（松田政明君）以上で議案第 24 号、番号 2 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第 24 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に、番号 3 を議題とし内容の説明を 3 番濱田委員に求めます。

3 番（濱田憲治君）はい・・・・・・・・。

会長（松田政明君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上野祐樹君）はい、それでは補足の説明をいたします。まず、こちらの案件は既に駐車場として利用されているため始末書付きの追認案件となっております。

議案第 24 号番号 3 資料 1 をご覧ください。土地の選定理由についてですが、申請人は美里町で実験用動物の繁殖飼育等を営まれております。現在、申請人本社に來客用駐車場はなく資材等の運搬もされるため、屋根付きの車庫や倉庫が必要となり申請地を選定されました。次に資料 2 をご覧ください。こちらが申請地の状況で、一部駐車場や植樹がされております。次に資料 3 をご覧ください

い。雨水につきましては、自然浸透及び側溝に流す計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが、「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落接続して設置されるもの」に該当するため転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長（松田政明君）以上で議案第 24 号、番号 3 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。8 番長木委員。

8 番（長木一美君）はい、■■■■で事業をされていると思うのですが馬場に事業用の倉庫などを作られる関連性などを教えてください。

事務局（津田武蔵君）申請人の本社が申請地の南側に隣接しております。その本社には来客用の駐車場がなく馬場の本社と椿にある動物繁殖と飼育小屋、関連会社である■■■■を行き来するにあたり、本社に資材や運搬車を置くようにしたいということで屋根付きの車庫、倉庫の必要性を考えられ申請されております。

8 番（長木一美君）面積からも車庫倉庫を大きく作られる予定なので、遅滞なく事業計画に沿ってきちんとされるよう確認をお願いします。

事務局（津田武蔵君）わかりました。

会長（松田政明君）来客用と言われていますが、一反の広さがあるので本当にこれだけの面積がいるのか疑問に思うところもあります。その辺はどうですか。

事務局（津田武蔵君）申請地の駐車場の利用状況が、多い時に四台来客車が停まっているということを申請人に聞いております。また申請地の前を通ると実際車が停められていますので、許可後も来客用駐車場として活用されると思い申請受付しました。

8 番（長木一美君）間違いなく事業計画通り使用されるのかも含め気を付けてみていただきたいです。

事務局（津田武蔵君）わかりました。

事務局（上野祐樹君）写真見ていただくと、来客用駐車場は道路側の方が法面になっておりまして来客用駐車場にこちら側から入れなく、進入路の方を通りまして車庫と来客用駐車場の間を通って車を駐車するようになりますので来客用駐車場と車庫の間も車を転回させたりなどを考え広めの計画にもなっております。以上です。

会長（松田政明君）他にありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 3 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第 24 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 25 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定についてですが、質疑・採決は同一人物ごとに一括して、行いたいと思いますがご異議ありませんか。

全員 異議なし。

会長（松田政明君）それでは、番号 1 から番号 5 について内容説明を事務局に求めます。

事務局（津田武蔵君）はい……。以上で内容の説明を終わります。

会長（松田政明君）以上で議案第 25 号、番号 1 から番号 5 の内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。まず、番号 1 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 25 号、番号 1 の農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第 25 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に番号 2 から番号 3 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 25 号、番号 2 から番号 3 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第 25 号、番号 2 から番号 3 は原案どおり決定しました。次に番号 4 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 25 号、番号 4 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第 25 号、番号 4 は原案どおり決定しました。次に番号 5 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 25 号、番号 5 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）賛成多数と認めます。よって議案第 25 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 26 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理権の取得について番号 1 から番号 2 について、内容説明を事務局に求めます。

事務局 はい……。熊本県農業公社へ集積された後、                    さんへ配分される予定です。以上で内容の説明を終わります。

会長（松田政明君）以上で議案第 26 号、番号 1 から番号 2 の内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。まず、番号 1 についてご質疑ありませんか。

4 番（三浦誠一君）はい、借人が農業公社になっており始期終期がありまして借賃が 10a 当り 3000 円とはどういう動きになりますか。

事務局（津田武蔵君）借賃につきましては農業公社を通して、先程申しました                      
          さんに公社を通して貸されるので、          さんから農業公社を通して 10a 当り 3000 円を          さんや          さんに支払われるということになります。

8 番（長木一美君）10a 当り 3000 円というのは安くないでしょうか。

事務局（津田武蔵君）耕作されるのは WCS やイタリアンと聞いており、申請書ではお互い同意をいただいております。

8 番（長木一美君）間違いではないのであれば大丈夫です。

会長（松田政明君）他にありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 26 号、番号 1 の農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理権の取得について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第 26 号 番号 1 は原案どおり決定しました。次に、番号 2 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 26 号、番号 2 の農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理権の取得について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第 26 号番号 2 は原案どおり決定しました。次に、農用地利用集積計画総括表の内容説明を事務局に求めます。

事務局（津田武蔵君）はい……。以上で農用地利用集積計画総括表の内容説明を終わ



ります。次に進みます。その他となっておりますので全員協議会に切り替えます。事務局より何かありませんか。

事務局 ありません。

会長（松田政明君）本日の会議はこれもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後2時45分

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印